

災害事例
と
その対策
No.28

フォークリフトで積み重ね作業中、 荷(ボックス)が落下する

1. 事業の種類 貨物運送事業
2. 労働者数 7名
3. 被災者 臨時作業員（日雇） 男性43歳 経験年数0年
4. 傷病名 全身打撲（出血性ショック、死亡）
5. 災害発生状況
 - (1) 当事業所は、〇冷蔵工場内で構内下請けとして、トラックへの冷凍製品の積卸し、冷蔵庫への搬入・搬出を常雇作業員7名で行っている。
ただ、冷凍製品の品質別仕分け作業がある場合のみ、臨時に作業員を雇入れている。
 - (2) 災害発生当日は、冷凍製品（魚のすりみ）の仕分け作業のため、常雇作業員と被災者Aを含めた臨時の作業員4名の計11名で作業をしていた。
 - (3) 当日は、午前8時から作業を開始し、常雇作業員7名はそれぞれ、冷凍製品のトラックへの積卸し、冷蔵庫への冷凍製品の搬入・搬出の作業を行い、臨時の作業員4名はプラットホーム上で冷凍製品の仕分け作業を行った。
 - (4) 午前10時45分頃、冷凍製品の仕分け作業が一段落し、次の仕分け作業は荷の到着の関係午後からになると見込まれたので、臨時の作業員はベルトコンベヤー上で休息を始めた。
 - (5) 一方、同時刻頃、常雇作業員により冷蔵庫から鮭の入ったボックスを搬出し、鮭だけをボックスから取り出してトラックへ積み込む作業を開始したが、この際空になったボックス（重さ167kg、115cm×185cm×110cm）を最大荷重3.5tのフォークリフトを使用して、工場内の所定のボックス置場へ運び、積み上げていた。
 - (6) 常雇作業員B（フォークリフト運転者、フォークリフト運転技能講習修了）がフォークリフトによる運搬及び積み付け作業を行った。6つ目のボックスを置き場所へ運び、5つ目に運んだボックスの上に6つ目のボックスを2段に重ねた。その後この2段に重ねたボックスを既に置いてあった2段重ねのボックスの上に4段に重ねて置こうとした。
 - (7) ボックスを積み重ねるときは、重ねたボックスが崩れないようにするため、ボックスの上部の四隅にある支柱の上にボックスの4つの脚部にある皿のような箇所セットするものである。
 - (8) フォークリフト運転者Bは、この4段重ねの作業を始めたが、セットがうまくいかなかったため、一旦フォークリフトをバックしてフォークの位置を直して4段重ねの作業を行ったが、支柱と皿のような箇所をうまくセットするには、ボックスをもう少しフォークリフトの前方へ移動させる必要があると判断してフォークを前傾させて荷を前方に移動させようとした。
 - (9) フォークリフト運転者Bは、この時フォークを前傾させ過ぎたためにボックスがフォークから抜けて積み付け位置の前方へ滑り落ちた。
その時、積み付け位置前方のベルトコンベヤー上で休息していた4名中3名はすぐとびのいたが被災者Aに当たり被災した。
 - (10) 鮭運搬用のボックスを所定のボックス置場へ運ぶ作業は、毎日繰り返し行われている作業で

運行経路、作業方法は定型化しているものであった。

(11) フォークリフト運転者Bは、勤続12年でこの作業の経験も12年あった。

(12) O冷蔵には休養室の設備があった。

6. 災害発生原因

(1) フォークリフト運転者Bが、操作を誤ってボックスを落下させたこと。

(2) ボックス（高さ110cm）をボックス置場では、4段に積み重ねて置いていたこと。（高く積み重ね過ぎていた）

(3) フォークリフトでボックスを積み重ねる作業を行っている付近で被災者等が休息をとっていたこと。また、このことに対して現場責任者やフォークリフト運転者は被災者らに注意を与えなかったこと。

7. 災害防止対策

(1) フォークリフトを用いて作業を行う時は、作業計画を定め、その作業計画により作業を行うこと。またその作業計画を関係作業者に周知すること。

(2) 作業指揮者を選任し、作業計画にもとづきその作業の指揮を行わせること。

(3) ボックスを高く積み重ね過ぎないようにすること。（具体的には2段にすること）

(4) 休息は休養室でとることを作業者に徹底させること。

(5) 現場責任者やフォークリフト運転者は、フォークリフトを用いて作業を行う時は、危害を受ける範囲内に人が立ち入っていないことを確認してから作業を行うこと。

（関係法令）

＝労働安全衛生法＝

- ・第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

＝労働安全衛生規則＝

- ・第151条の3（作業計画）

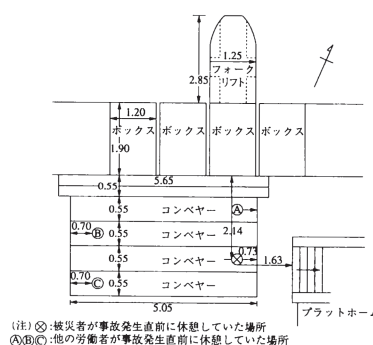
フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

災害現場詳細見取図（単位：m）



災害現場立面見取図（単位：m）

